

# 事 業 概 要

令和3年度



長 野 県

長野食肉衛生検査所

# 目 次

## 第1章 総説

I 食肉衛生検査所の沿革	1
II 食肉衛生検査所の概要	2
1 組織機構	2
2 施設の設置状況等	2
3 管轄と畜場等	
(1)管轄区域・と畜場	2
(2)配置図	3
(3)と畜場開場日	4
4 職員構成	4
5 業務・事務	4
6 と畜等検査手数料	6
7 検査所平面図	7

## 第2章 食肉検査統計

第1表 と畜検査頭数(畜種・月)	8
第2表 獣畜のとさつ禁止又は廃棄した件数(畜種・原因・処分別)	9
第3表 牛の主たる原因別一部廃棄処分の内訳	10
第4表 豚の主たる原因別一部廃棄処分の内訳	11
第5表 精密検査実施数(畜種・検査項目・疾病別)	12
第6表 動物用医薬品等の残留検査実施状況(畜種・検査項目別)	14
第7表 時間外と畜検査頭数(畜種・月別)	15
第8表 伝達性海綿状脳症検査実施状況	16
第9表 動物由来感染症実態調査実施状況	17
第10表 外部検証	18

## 第3章 食鳥検査統計

第1表 認定小規模食鳥処理場確認状況(月別)	19
------------------------	----

## 第4章 リスクコミュニケーション事業

第1表 リスクコミュニケーション事業実施状況	20
------------------------	----

## 第5章 調査研究業績

・安全・安心な食肉生産に向けて～(株)北信食肉センターのHACCPへの取り組み～	21
・と畜場内の落下細菌測定結果について	25

## 第6章 参考資料

I と畜検査頭数の推移	29
II 廃棄処分頭数の推移	32
III 長野県のと畜場統廃合整備のあゆみ	34

# 第1章 総説

## I 食肉衛生検査所の沿革

食肉衛生行政の発足は、明治4年屠牛取締法を定める大蔵省布達38号によって始まり、明治22年6月に屠獣場取締規則の施行によって警察の行政下に置かれた。その後、明治39年4月、屠場法が制定公布されて以来、と畜検査の具体的な取締りが行われるようになり、さらに大正2年5月には「と畜検査心得」が示され実践的な現場検査はこれに基づき実施されてきた。

また、昭和22年9月からは新憲法の基本理念に基づいて衛生行政機構の改善と強化が図られ、その一環として保健所の行政組織下に置かれた。

昭和28年には社会情勢に対応するため法律の全面改正により、と畜場法が制定公布され今日に至っている。

昭和30～40年代、食肉および食肉製品の急激な需要増加に伴って畜産経営の形態も多頭飼育に移行し、家畜疾病の様相も多岐にわたってきた。これら疾病に対する予防や治療の技術も昨今はめざましい進歩を遂げ、抗生物質・合成抗菌剤等の動物医薬品などの使用も目立ってきたことから、これらに対応する食肉検査には、新しい知識と高度な科学技術が要求され、その専門の検査機関として全国的に食肉衛生検査所が設立される趨勢となった。

本県においては、と畜場統合整備計画が昭和42年に制定され、県議会をはじめ関係市町村、業界団体等のご理解のもとに推進し、併せて県政発展計画の一環として食肉衛生検査所の設置計画を樹立し、昭和47年4月に松本に同検査所が設置され、その後、上田・飯田・長野とそれぞれ同検査所が設置された。

平成27年3月に(株)長野県食肉公社飯田支社が閉鎖されたことに伴い、同年3月31日をもって飯田食肉衛生検査所は閉所された。

令和3年4月1日に松本市が中核市に移行したことに伴い、同年3月31日をもって松本食肉衛生検査所は閉所された。

令和3年3月31日に佐久広域食肉流通センターが閉鎖されたことに伴い、同年3月31日をもって上田食肉衛生検査所は閉所された。

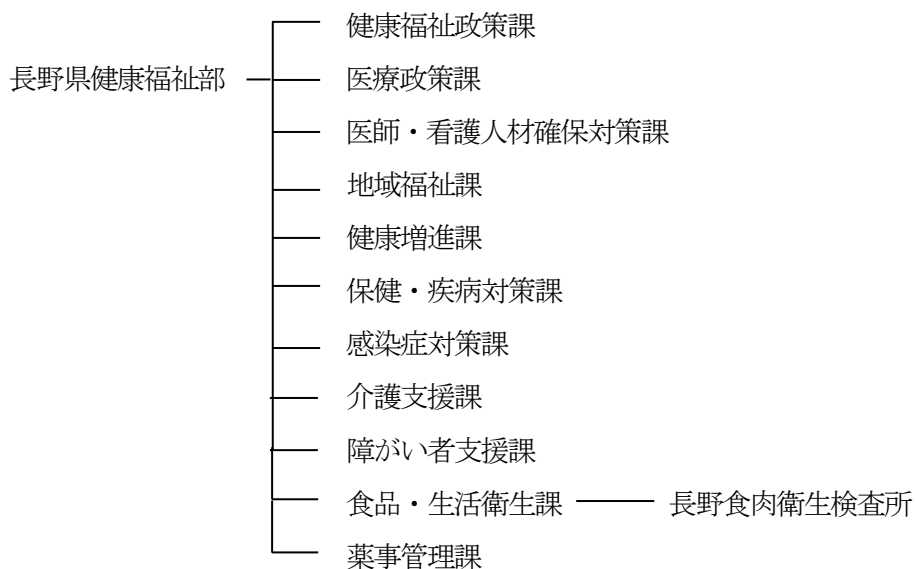
### 県内検査所の主な沿革

昭和47年4月	松本食肉衛生検査所を開所
昭和49年4月	上田食肉衛生検査所を開所
昭和52年4月	飯田食肉衛生検査所を開所
昭和55年4月	長野食肉衛生検査所を開所
平成4年4月	上田食肉衛生検査所を課制とし、食鳥検査を開始
平成22年9月	上田食肉衛生検査所の食鳥検査を終了
平成27年3月	飯田食肉衛生検査所を閉所
令和3年3月	松本食肉衛生検査所及び上田食肉衛生検査所を閉所

## II 食肉衛生検査所の概要

### 1 組織機構 (令和3年4月1日現在)

(長野県組織規則(昭和44年3月31日規則第16号) 第2~3条、第26条、第145~146条)



### 2 施設の設置状況等 (令和3年度)

検査所名	設置場所	設置年月日	敷地面積	建物総床面積	電話番号/Fax
長野食肉衛生検査所	長野市差出南3-2-29	昭和55年 4月1日	m <sup>2</sup> 991.0	m <sup>2</sup> 468.54	026-227-6209 026-291-6300

### 3 管轄と畜場等 (令和3年度)

#### (1) 管轄区域・と畜場

検査所名	管轄区域	と畜場名	住所・電話番号
長野食肉衛生検査所	県内全域 (長野市、松本市を除く)	(株)北信食肉センター	中野市大字草間461-1 0269-22-3250

(2) 配置図



## (3) と畜場開場日

(令和3年度)

と畜場名等	曜日							年間開場 日数	備考
	月	火	水	木	金	土			
(株)北信食肉センター	○	○	○	○	○	—	245	—	

(注) ○印=開場日

## 4 職員構成

(令和3年4月1日現在)

総人数	所長	次長 (出納員)	食肉衛生 専門員	主査 獣医師	主任 獣医師	獣医師	会計年度任用職員		
							食肉衛生 検査員	行政 事務員	と畜検査 補助員
19	1	1	1	0	7	2	1	1	5

## 5 業務・事務

## (1) 業務

長野県長野食肉衛生検査所は、公衆衛生の向上及び増進を図るため、次の各号に掲げる業務を行うところとする。(長野県組織規則第145条)

- ア と畜検査及びと畜場の指導に関すること。
- イ 食鳥検査及び食鳥処理場等の指導に関すること。
- ウ 輸入食肉の検査に関すること。
- エ 獣医衛生の検査に関すること。

## (2) 長野県長野食肉衛生検査所長に委任された事務処理事項(事務処理規則別表第2抜粋)

- 庶務に関すること。
  - ア 所掌に係わる予算執行
  - イ 庁舎その他の行政財産の管理及び庁中取締り
  - ウ 物品及び借受不動産の管理
- と畜に関する事項
  - ア と畜場法(昭和28年法律第114号)の規定に基づく次の事項
    - (ア) 第4条第1項の規定によると畜場の設置の許可
    - (イ) 第4条第3項の規定による構造設備等の変更の届出の受理
    - (ウ) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限

- (エ) 第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者及び作業衛生責任者の届出の受理
  - (オ) 第12条第1項の規定によると畜場の使用料及びとさつ解体料の額の許可
  - (カ) 第13条第1項第1号の規定によるとさつの届出の受理
  - (キ) 第13条第3項の規定による取扱方法及び処理方法の指示
  - (ク) 第14条第1項から第3項(第4項において準用する場合を含む。)までの規定による検査
  - (ケ) 第14条第4項の規定による検査を要しないものの認定
  - (コ) 第16条の規定によるとさつ解体の禁止等
  - (サ) 第17条第1項の規定による報告の聴収等
  - (シ) 第18条第1項の規定による許可の取消等
  - (ス) 第18条第2項の規定による業務の停止の命令又はとさつ若しくは解体の禁止
- イ と畜場法施行令の規定に基づく次の事項
- (ア) 第4条第2項の規定によると畜場以外でのとさつの許可
  - (イ) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可
  - (ウ) 第7条の規定による申請書の受理
- 食鳥に関する事項
- ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の規定に基づく次の事項
- (ア) 第3条の規定による食鳥処理の事業の許可
  - (イ) 第6条第1項の規定による構造又は設備の変更の許可
  - (ウ) 第6条第3項の規定による変更の届出の受理
  - (エ) 第7条第2項の規定による地位の継承の届出の受理
  - (オ) 第8条又は第9条の規定による許可の取消等
  - (カ) 第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の届出の受理
  - (キ) 第13条の規定による解任命令
  - (ク) 第14条の規定による食鳥処理場の休廃止等の届出の受理
  - (ケ) 第15条第1項から第3項までの規定による検査
  - (コ) 第16条第1項の規定による確認規程の認定
  - (サ) 第16条第2項の規定による変更の認定
  - (シ) 第16条第6項の規定による解任命令
  - (ス) 第16条第7項の規定による報告の徴収
  - (セ) 第16条第8項の規定による廃止の届出の受理
  - (ソ) 第16条第9項の規定による指導及び助言
  - (タ) 第20条の規定による廃止等の措置
  - (チ) 第37条の規定による報告の徴収

- (ツ) 第38条第1項の規定による立ち入り検査及び収去
- イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第32条の規定による届出食肉販売業者の届出の受理
- 食品衛生に関する事項
  - 食品衛生法の規定に基づく次の事項(と畜場及び食鳥処理場内の食肉に係るものに限る。)
  - ア 第28条第1項の規定による報告の徴取並びに臨検検査及び物件の収去
  - イ 第59条の規定による廃棄処分

6 と畜等検査手数料

(令和3年4月1日現在)

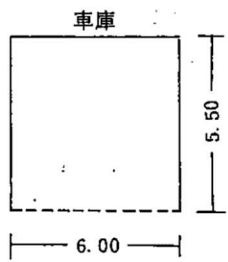
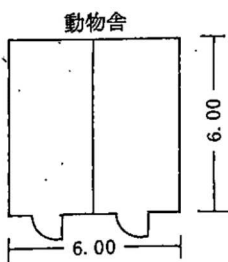
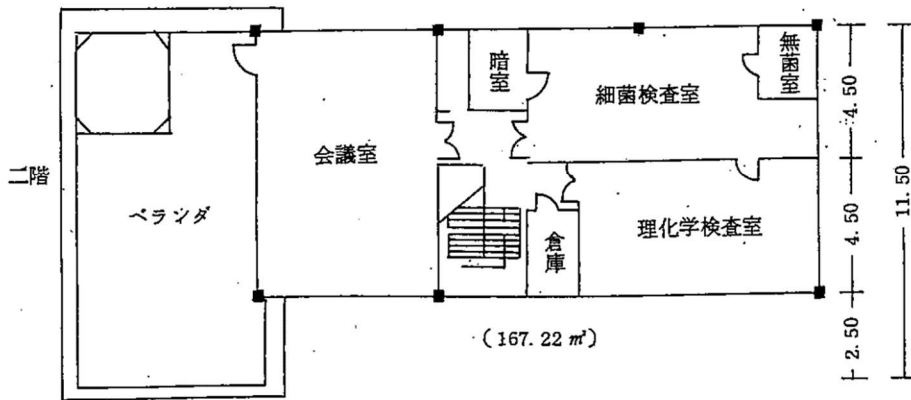
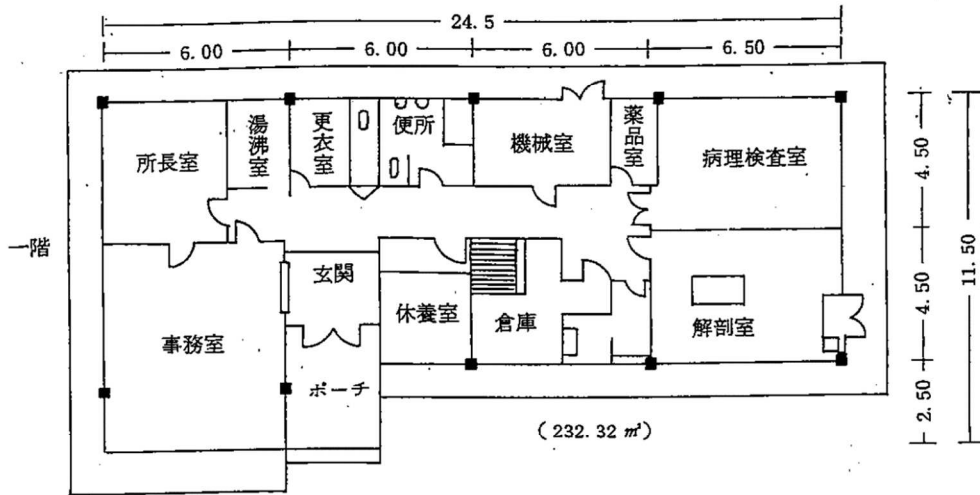
牛・馬	豚	とく・生後1年未満の馬	生後1年以上のめん羊・山羊	生後1年未満のめん羊・山羊	食鳥
700円	310円	300円	150円	80円	5円



7 検査所平面図

建物

本館	鉄筋コンクリート2階建	399.54 m <sup>2</sup>
動物舎	コンクリートブロック平屋	36.00 m <sup>2</sup>
車庫	鉄筋平屋建	33.00 m <sup>2</sup>



# 第 2 章 食肉検査統計

令和 3 年度

第 1 表 と畜検査頭数 (畜種・月)

長野食肉衛生検査所

単位：頭

	総数	牛		とく	馬		豚	めん羊		山羊		
		乳用	肉用		1才以上	1才未満		1才以上	1才未満	1才以上	1才未満	
総数	56,307	1,667	140	1,527	1	15	—	54,563	54	7	—	—
4月	4,943	153	5	148		1		4,785	4			
5月	4,645	107	6	101		1		4,529	8			
6月	4,528	117	16	101		1		4,403	7			
7月	4,478	160	12	148		1		4,308	9			
8月	4,246	117	12	105		1		4,123	5			
9月	4,437	120	12	108		2		4,312	3			
10月	4,714	119	14	105		1		4,589	5			
11月	5,081	186	11	175		1		4,887	4	3		
12月	5,475	258	11	247		3		5,208	3	3		
1月	4,654	83	13	70		1		4,567	2	1		
2月	4,113	116	15	101	1	1		3,993	2			
3月	4,993	131	13	118		1		4,859	2			
令和2年度	48,309	1,779	110	1,669	1	13		46,505	7	4		
令和元年度	46,714	1,671	158	1,513	2	12		45,015	11	3		

第2表 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄した件数（畜種・原因・処分方法別）

単位：件

	実頭数	総数	炭疽	豚じん麻疹型	丹関節炎型	毒敗血症型	その他の細菌病	トキソプラズマ病	その他の原虫病	ジストマ病	その他の寄生虫病	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	白血病	産物による炎症染	変性又は萎縮	その他
総数	56,307	49,654	-	-	-	-	1	-	-	1	8	10	34	1	1	13	2	1	45,731	1,517	2,334
合計	正 常	9,663	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	46	46	-	-	-	-	-	-	-	-	10	34	1	-	-	-	1	-	-	-
	一部廃棄	46,598	49,608	-	-	-	1	-	-	1	8	-	-	-	1	13	2	-	45,731	1,517	2,334
牛	正 常	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	1	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	1,597	2,217	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	4	1	-	1,565	43	601
とく	正 常	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
馬	正 常	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	14	15	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-
豚	正 常	9,550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	38	38	-	-	-	-	-	-	-	-	9	28	-	-	-	-	1	-	-	-
	一部廃棄	44,975	47,364	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	1	9	1	-	44,143	1,473	1,731
めん羊	正 常	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	2
山羊	正 常	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	正 常	8,572	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8	3	-	-	-	3	-	-	-
令和元年度	正 常	8,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	禁 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	-	-	-	-	2	-	-	-
令和元年度	一部廃棄	38,347	40,336	-	-	-	1	-	-	3	3	-	-	-	1	7	-	-	37,732	701	1,888

第3表 牛の主たる原因別一部廃棄処分の内訳

単位：件

総数		4,916			
消化器系	口 腔 内 異 常	1	泌尿生殖器系	腎 炎	28
	胃 炎	565		膀胱炎・尿道炎	160
	胃 潰 瘍	403		尿 石 症	170
	第1胃パラケラトージス	168		子 宮 内 膜 炎	3
	鼓 脹 症			乳 房 炎	23
	食 滯	1	その他の疾病	2	
	胃 拡 張		運動器系	筋・皮下膿瘍	11
	小 腸 炎	556		筋 炎	78
	大 腸 炎	753		筋・腱断裂	1
	[ 腸 う っ 血 ]	[3]		関 節 炎	68
	肝 膿 瘍	84		骨 膿 瘍	1
	鋸 屑 肝	139		骨 折	9
	肝 包 膜 炎	145		脱 臼	18
	肝 炎	61		蹄 炎	1
	肝 富 脈 斑	83		その他の炎症	2
	退 色 肝	28		その他の疾病	1
	肝 う っ 血	14	神経系	その他の炎症	
	胆管炎・胆嚢炎	7	感覚器	その他の炎症	
	腹 膜 炎	15	奇形	ヘルニア	9
	その他の炎症		細菌病	奇	
その他の変性	1	放線菌病		1	
その他の疾病		その他の細菌病			
循環器系	心 内 膜 炎	1	寄生虫病	原 虫 病	
	物 質 沈 着			肝 蛭 症	1
	心 内 膜 異 常	37		その他の吸虫症	
	心 外 膜 炎	32		線 虫 症	
	心 筋 炎	3	無 鈎 囊 虫 症		
	心 筋 異 常		その他の条虫症	1	
	脾 炎		腫瘍	腫 瘍	1
	動 静 脈 炎		外傷	外 傷	38
	リンパ節炎	7	水腫	水 腫	4
	その他の変性		その他	脂 肪 壊 死	282
呼吸器系	肺 膿 瘍	9		黄 色 素 沈 着 症	1
	肺 炎	386		中 毒 症	
	水 腫			難 産 症	
	肺 気 腫	59		起 立 不 能 症	14
	胸 膜 炎	386		熱 ・ 日 射 病	
	横 隔 膜 炎	43	その他の炎症		
その他の炎症		その他の疾病	1		

※ 総数には、[ ]印で示したと殺性変性等の件数は計上されていません。

第4表 豚の主たる原因別一部廃棄処分の内訳

長野食肉衛生検査所

単位：件

総数		71,583				
消化器系	口腔内異常		泌尿生殖器系	腎炎	72	
	胃炎	7		膀胱炎・尿道炎	244	
	小腸炎	494		子宮内膜炎	104	
	腸気腫	28		乳房炎	10	
	大腸炎	416		その他の疾病	110	
	[腸うっ血]	[207]		運動器系	筋・皮下膿瘍	830
	肝膿瘍	21			筋炎	225
	肝結節	5,954			筋・腱断裂	19
	肝包膜炎	1,739			関節炎	98
	肝炎	1,093			骨膿瘍	41
	退色肝	1,304			骨折	53
	肝うっ血	195			脱臼	2
	胆管炎・胆嚢炎				蹄炎	
	腹膜炎	443			その他の炎症	33
	その他の炎症	1			その他の疾病	
その他の変性		神経系	その他の炎症			
その他の疾病	19	感覚器	その他の炎症	1		
循環器系	心内膜炎	2	細菌病	ヘルニア	544	
	心内膜異常	105		奇形	195	
	心外膜炎	2,712	非定型抗酸菌症	放線菌病		
	心筋炎	2	寄生虫病	その他の細菌病		
	心筋異常	5		非定型抗酸菌症	1,056	
	脾炎	4		原虫病		
	動静脈炎			吸虫症		
	リンパ節炎	291	腫瘍	線虫症	6	
	その他の変性	1		囊中症		
	その他の疾病	10	外傷	その他の条虫症		
呼吸器系	鼻炎		水腫	腫瘍	1	
	MPS	31,524		外傷	385	
	肺膿瘍	331		その他	水腫	9
	肺炎	1,820			尾咬傷	404
	胸膜肺炎	881			黄疽	1
	肺気腫	5			色素沈着症	
	胸膜炎	17,306			中毒	
	横隔膜炎	11			難立不能症	145
その他の炎症		熱・日射病	1			
		その他の炎症				
		その他の疾病	270			

※ 総数には、[ ]印で示したと殺性変化等の件数は計上されていません。

第 5 表 精密検査実施数（畜種・検査項目・疾病別）

令和 3 年度  
長野食肉衛生検査所  
単位：頭数（環境他：件数）

(1) 検査項目別		検査頭数	のべ検査頭数	血液一般検査 (レビーゲル検査を含む)	細菌検査	理化学検査	病理検査	その他の検査
と畜場法に基づく検査	牛	80	96	71	16	9		
	とく馬		—					
	豚	88	96	8	74	11	3	
	めん羊		—					
	山 羊		—					
	小計	168	192	79	90	20	3	—
調査研究	牛	92	92		87	4	1	
	とく馬		—					
	豚	86	86		84	2		
	めん羊		—					
	山 羊		—					
	その他	37	37		37			
	小計	215	215	—	208	6	1	—
環 境		110	110		110			
合 計		493	517	79	408	26	4	0

血液一般検査：レビーゲル、Ht、TP、血球計数などの一般的な検査  
細菌検査：敗血症、膿毒症、豚丹毒などの細菌検査  
理化学検査：尿毒症（BUN）、黄疸（T-Bil）などの測定  
病理検査：腫瘍、水腫などの病理組織検査

(2) 疾病別

	総 数	細菌学的検査				理化学的検査			病理・寄生虫・ウイルス検査			
		敗 血 症	膿 毒 症	豚 丹 毒	そ の 他	黄 疸	尿 毒 症	そ の 他	腫 瘍	白 血 病	トラ キズ ソマ プ病	そ の 他
総数	129 (46)	64 (34)	26 (10)	13 (—)	— (—)	5 (—)	18 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (—)
牛	27 (8)	14 (6)	2 (1)			2 (—)	9 (1)					
とく 馬	— (—)											
豚	102 (38)	50 (28)	24 (9)	13 (—)		3 (—)	9 (—)			1 (1)		2 (—)
めん羊	— (—)											
山 羊	— (—)											

( )の数字は禁止又は廃棄した頭数(内書)

第6表 食品衛生法による収去検査件数（畜種・検査項目別）

		総数	乳牛 繁殖	乳牛 肥育	肉牛 繁殖	肉牛 肥育	とく	馬	豚 繁殖	豚 肥育	めん羊	山羊	食鳥
病 菌 性 物 質	検査頭数	157	60		4	9			4	80			
	検体数 簡易 定性・定量	161	62		4	9			6	80			
		4	1						3				
	畜 質	腎	2	1						1			
陽性数 筋肉		1							1				
その他		—											
モ ニ タ リ ン グ	検査頭数	50				15				35			
	検体数 簡易 定性・定量	60				18				42			
		—											
	陽性数 筋肉 その他	—											
—													
その他	—												
陽性数	—												
検査頭数合計		207	60	—	4	24	—	—	4	115	—	—	—
処 分 性 物 質 頭 数	ペニシリン系	—											
	テトラサイクリン系	—											
	マクロライド系	—											
	アミノグリコシド系	—											
	他の抗生物質	—											
	サルファ剤	—											
	他の合成抗菌剤	—											
	その他	—											
その他	—												
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2 年 度	検査頭数	137	53	—	1	36	—	—	4	43	—	—	—
	処分頭数	—											
	全部廃棄頭数※	—											

※：処分頭数の内書



第7表 時間外と畜検査頭数 (畜種・月別)

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年度	令和元年度
総数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
牛	肉用	- (-)													
	乳用	- (-)													
とく	- (-)														
馬	- (-)														
豚	- (-)														
めん羊	- (-)														
山羊	- (-)														
令和2年度	- (-)														
令和元年度	- (-)														

( )内の数字は切迫と畜頭数(内書)

第8表 伝達性海綿状脳症検査結果

		総数	牛		めん羊		山羊				
			症状を呈する牛 <sup>※1</sup>	その他の牛 <sup>※2</sup>	TSE疑いのめん羊 <sup>※3</sup>	その他のめん羊 <sup>※4</sup>	TSE疑いの山羊 <sup>※3</sup>	その他の山羊 <sup>※4</sup>			
スクリーニング検査	総数	—	—	— (—)	— (—)	—	— (—)	— (—)	—	— (—)	— (—)
	陰性数	—	—			—			—		
	陽性数	—	—			—			—		
確定診断	陽性数	—	—			—			—		

※1 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかでない牛は除く。)を示す牛

※2 検査を実施した具体的な理由 ( )

※3 生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するめん羊・山羊

※4 生体検査において、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん羊・山羊

第 9 表 動物由来感染症実態調査実施状況

令和 3 年度  
長野食肉衛生検査所  
単位：件

検査項目		検体数	陽性数	陽性の内容
腸管出血性大腸菌※	牛	枝肉	55	—
		肝臓	15	—
		腸内容物	14	—
	馬	枝肉		
		腸内容物		
		体表		
	綿羊	枝肉		
		腸内容物		
		体表		
	豚	枝肉		
		腸内容物		
		体表		
	食鳥	と体		
		腸内容物		
環境	と畜場内			
	食鳥処理場内			
カンピロバクター	牛	腸内容物		
		胆汁	25	2 <i>C. jejuni</i> (2)
	食鳥	と体	27	2 <i>C. jejuni</i> (2)
		肝臓・腸内容物		
環境	食鳥処理場内	4	2 <i>C. jejuni</i> (2)	
サルモネラ属菌	牛	枝肉	35	—
		肝臓		
		腸内容物		
	馬	枝肉		
		肝臓		
	豚	枝肉	88	—
		腸内容物		
	食鳥	と体	37	—
肝臓・腸内容物				
環境	と畜場内			
	食鳥処理場内	4	—	
黄色ブドウ球菌	食鳥	と体	37	2 <i>s. aureus</i> (2)
		肝臓・腸内容物		
	環境	食鳥処理場内	4	2 <i>s. aureus</i> (2)
糞便系大腸菌群	牛	枝肉		
		肝臓		
	馬	枝肉		
		肝臓		
環境	と畜場内			
合 計		345	10	

※ 腸管出血性大腸菌は、0157、026、0111を対象としたスクリーニング検査を行い、分離された菌株について、血清型等を詳細に検査した。検体数は、延べ検体数。

第10表 外部検証実施状況

1 と畜場の衛生管理の実施状況の確認

項 目	回 数（日 数）	延べ検査員数
現場での衛生管理の実施状況	204	262
衛生管理の実施記録	38	51
衛生管理計画及び手順書	25	48

2 微生物試験

(1) 衛生指標菌を対象にした切除法を用いた試験

採 取 部 位	採材回数（日数）	検体数（頭数）	検査項目数
牛 枝 肉 の 表 面 組 織	10	50	100
豚 枝 肉 の 表 面 組 織	10	50	100
その他（ ）			

(2) 衛生管理指導のための試験

区 分	採材回数（日数）	検 体 数	検査項目数
と体・枝肉等拭取り検査	9	53	225
設備・器具等拭取り検査	5	87	168
施設環境検査	4	51	51
その他（ ）			

3 衛生講話等

実 施 回 数	実 施 時 間 単 位	受 講 者 等 人 数
10	14	92

### 第3章 食鳥検査統計

第1表 認定小規模食鳥処理場確認状況

令和3年度  
単位:件

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
処理場数		18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16	／		
確認羽数		3,045	2,518	2,962	4,454	2,786	3,582	3,220	3,232	3,292	7,571	5,932	3,457	46,051		
異常の有無の確認	生体の状況	廃棄		4	2		2		6	1	1		3	3	22	
	体表の状況	全部廃棄		2		3	1	1	8	1	2	3	8	9	5	43
		一部廃棄		3	1	5	41	2	7			1	2	3	2	67
	体壁の内側面の状況	廃棄		1			1						1		3	
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄				2	7	2	1	1					13	
		内臓全部廃棄					2		1	2	1	2			8	
	廃棄羽数の合計	全部廃棄		7	2	3	4	1	14	2	3	3	11	13	5	68
		一部廃棄		3	1	7	50	4	9	3	1	3	2	3	2	88
施設指導件数					1			1		2	1			5		
依頼検査件数																

処理場数については、休止中の処理場を含む。

## 第 4 章 リスクコミュニケーション事業

令和 3 年度  
長野食肉衛生検査所

第 1 表 リスクコミュニケーション事業実施状況

実施日	対象者	人数	実施内容
令和 3 年 11月19日	学生	2	獣医学生のインターンシップ受入れ（と畜検査業務見学）
令和 3 年 12月23日	学生	1	獣医学生のインターンシップ受入れ（と畜検査業務見学）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止・延期の事業あり。

# 第5章 調査研究業績

安全・安心な食肉生産に向けて～(株)北信食肉センターのHACCPへの取り組み～

長野食肉衛生検査所 ○坂本淳 佐々木強 宮川幸二 荒井直人 本島直子

## 1 はじめに

平成30年6月食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、と畜場においてHACCPに基づいた衛生管理の導入が制度化された。令和3年6月の本格導入に向け、当所管内施設(株)北信食肉センター)では、衛生管理計画及び手順書を作成した。

同じく6月からと畜検査員によるとさつ・解体処理工程等の現場検査や微生物試験など外部検証が実施されてきた。

外部検証を日々行ってきたところ、作業員等は衛生管理計画書等の記載事項に目を通して対応していたが、衛生的な作業を行う意義を理解する、作業として身に付いている等については不十分な点が散見された。

そこで、外部検証における指摘事項をとりまとめ、当該施設のHACCPチームに示し、協議の上、細菌拭き取り検査や作業状況のビデオ撮影等を行い、その結果を全作業員に周知することとした。衛生管理向上により安全・安心な食肉生産に向けて共に取り組んだので、その概要を報告する。

## 2 方法

### (1)と畜検査員による外部検証

「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」(令和2年5月28日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、以下「外部検証通知」という。)に基づき、当所におけると畜検査員外部検証実施計画、現場検査における作業手順書、微生物試験手順書等を作成し、令和3年4月から試行を行い、6月から本格的に実施した。

#### ア 現場検査及び記録の確認

施設・設備、とさつ・解体工程及び作業者を対象に衛生管理計画及び衛生標準作業手順書(以下、「SSOP」という。)等手順書の効果並びに衛生管理措置・実施状況等を確認し、チェック表に記載した。また、月に1回程度、衛生管理の実施記録を確認した。

#### イ 微生物検査

##### ①外部検証における枝肉表面組織の切除法

牛、豚等胸部枝肉表面組織を採材し、一般生菌数、腸内細菌科菌群数について計測、算定した。検体数は牛、豚とも各5頭/月を実施した。

##### ②器具等の拭き取り検査

洗浄・消毒前後の作業員の手指、ナイフ等器具をふきふきチェックを用い、一般生菌数、腸内細菌科菌群数について実施した。

#### ウ 衛生管理計画及び手順書の確認

当該施設の衛生管理計画書等について、と畜検査員による検討会議を不定期に開催し、当該施設に追加事項や改善(案)等を提案した。

## (2) HACCP チーム等との協議

月 1 回開催される HACCP チーム打合せ会議にオブザーバーとして出席し、協議を行った。

## (3) とさつ・解体作業のビデオ撮影

作業員の担当する作業箇所は日ごとに変更される。同じ工程においても作業に個人差が生じ、また、作業員自身の作業状況を客観的に知ることができないことから、HACCP チーム打合せ会議においてビデオ撮影を提案し、令和3年9月から11月にかけて撮影を行った。

## (4) 講習会の開催

当施設からの依頼で、衛生講習会の講師を務めた。新型コロナウイルス感染症防止対策として HACCP チームに対しては打合せ会議において講習を行い、別日にチームメンバー以外の作業員に対して衛生講習会を行った。

# 3 結果

## (1) と畜検査員による外部検証における衛生指導

と畜検査員が毎日外部検証を行い、SSOP等の順守状況や衛生管理を確認し、現場で作業員へ指摘・指導を行った。また、より衛生的な管理を行うため、設備の増設や改修や作業の改善が必要と思われる事項についてはHACCPチームとの打合せ会議、日々の作業中・作業後に機会を捉え、協議を重ねた。

外部検証における枝肉表面組織の切除法では、令和4年2月まで牛 45 検体、豚 45 検体を実施した。検査結果については採材時の解体作業の状況を照らし合わせながら、トリミングの有無や剥皮部等の汚染の有無等についてコメントしながらフィードバックした。

拭き取り検査について、作業員の手指、ナイフ等器具は 28 検体を行い、作業直後の汚染状況の把握と作業後の洗浄・消毒方法に違いによる効果を比較した。

表1 器具類等のふきふきチェックによる拭き取り検査結果

両手(手のひら・指間)あたりの一般生菌数

No.	外皮接触後	1秒洗浄後	3秒洗浄後	アルボースで洗浄後
1	1,150	34	×	×
2	—	×	1.3	×
3	—	×	×	31

ナイフ両面あたりの一般生菌数

No.	牛後肢片方切断後	牛後肢両方切断後	両方切断後1秒熱湯消毒	両方切断後洗浄3秒熱湯消毒
1	4,850	—	2,060	—
2	—	5,140	×	2.3

エプロン1cmあたりの一般生菌数

No.	洗浄前	温湯で洗浄後	アルコール消毒後	熱湯消毒後
1	—	22.4	—	×
2	237	—	1.5	×
3	337	—	×	0.3

×:作業無し、—:作業したが、検体採材せず

表1はそのうち手指、ナイフ、エプロンの一般生菌数の検査結果であるが、手洗いは温湯をかけるだけでなく3秒以上すすぐ、ナイフは83℃以上の熱湯に1秒漬けるだけでなく洗浄後3秒消毒する、剥皮面に触れるエプロンはアルコールもしくは熱湯での消毒が必要であることを示している。

当施設の記録や衛生管理計画書等についてはHACCPチームに、いくつか改善、見直し事項を提案し、10月に一部見直しを行った。また、施設設備、作業について衛生上対応が必要と思われる事項の提案も行い、今後の施設・設備改修の目安とされた。

## (2) HACCP チーム等との協議

HACCP チーム打合せ会議では、外部検証結果の説明や作業状況のビデオ撮影について議題を提出



し、より衛生的な管理、作業について提案するとともに衛生管理計画や手順書について協議を行った。  
表2は演者らが提案し、改善した事例の一部を示した。

表2 食肉衛生検査所の提案に対する該当施設の改善事項の一例

No.	作業・工程	提案・指摘事項	改善等内容
1	手指洗浄、ナイフ消毒	設備が少ない、設備まで距離があり十分使用できていない	シャワー、洗浄消毒槽の増設
2	牛剥皮後のオンレールへの懸垂	ホイストのスイッチが剥皮部に接触、防止措置	スイッチを1→2台に増設して接触しないよう措置
3	ナイフ等消毒槽のスイッチON	作業直前に83℃に達しない場合あるので、スイッチONを早める。	病畜棟は、搬入連絡直後に、他は10分以上ONを早める。
4	手指洗浄、ナイフ・エプロン洗浄消毒	前記の検査結果に基づき、十分な洗浄、83℃以上の熱湯で3秒消毒の徹底	ビデオを見て自身の作業を確認、洗浄消毒の徹底
5	後肢切皮・剥皮処理、股カン掛け	ナイフの消毒はするが、手指洗浄不十分(新入社員)	改めて徹底を指示、作業を再確認
6	喉差し・放血、切皮・剥皮、胸割作業後の状態を枝肉で確認するため、懸肉室への作業員の入室	作業員は清潔作業区域に移動するので、手指・エプロン等の洗浄、消毒	洗浄後の汚染がないか十分確認し、懸肉室入り口でエプロンにアルコール噴霧、踏込消毒槽の使用徹底

また、生体受入れにおける危害要因ととさつ・解体工程での微生物汚染を減少させるため、と畜申請者や生産者に対して、ヨロイのない、糞便等汚染のないきれいな牛や豚等の搬入について依頼通知を当該施設と当所の連名で発出し、協力を呼び掛けた。

#### (3) 撮影したビデオについて

切皮・剥皮作業を中心に作業員13名が実施した延べ117工程をビデオ撮影し、作業員、作業工程、撮影時間、コメントを入れた一覧表とすべての画像を作業員が作業の合間に見ることができるよう作業員控室にセットした。

HACCPチームメンバーは休憩中などに全作業員が動画を見るよう撮影順に流していた。各作業員は作業の合間に自身の作業を見直すだけでなく、他の作業員(熟練者や作業歴の同等者など)の動画を見ていた。熟練者は自身の作業を初めて確認でき、普段の作業中は時間をかけて見られない若手の作業状況をじっくり見て衛生面だけでなく技術面の指導を行った。

演者が外部検証をしていたところ、コメントに不十分な作業について記述した作業員から「今日の作業ではきちんとできていたか。」と聞かれることもあった。

#### (4) 講習会の開催

HACCPチーム打合せ会議では、メンバー9名に対し微生物試験結果や衛生意識について資料を説明した。メンバー以外の作業員11名にパワーポイントを用い、HACCPに基づく衛生管理と一般衛生管理等について衛生講習を行った。

いずれの機会においても衛生講話だけでなく、「作業員として動物から命をもらい食品(食肉)にする唯一の職業であり、衛生や技術についての自覚を持った作業」についても触れた。

## 4 考察

令和3年6月のHACCPによる衛生管理の本格導入に向け、衛生管理計画書等を作成していたが、短期間で取りまとめたことからやや拙速な感があり、全作業員が衛生管理について十分理解できていない事例が見られた。そこで、6月以降の支援には、科学的根拠や実際の作業状況をビデオで示すなどして支援を行っ

た。

厚生労働省の外部検証通知において現場検査の結果、不適合となる項目がある場合は指摘文書により通知するよう自治体に対して技術的助言を行っている。しかし、制度導入から間もないこともあり実際の外部検証を行う食肉衛生検査所としては外部検証結果等資料を示して、当該施設(HACCPチーム等)を支援することで、施設自身が当所の提案事項に向き合い、必要な協議を両者で行い、衛生管理の向上に努めた。

器具等の拭き取り検査結果で科学的なデータを提示したことにより、作業員等は汚染状況を把握し、その防止対策の必要性を理解したと思われた。

枝肉表面組織の切除法については、厚生労働省に検査結果を報告している。現状では全国の集計結果が公表されておらず、当該施設の細菌数がどの程度のレベルか検討されていない。当所でのデータも9か月分のみのため、年間を通しての考察や前年のデータや枝肉の拭き取り検査結果等との比較を行い、今後の指導に生かしていきたい。

作業員本人や他の作業員が行っているビデオ画像を見ることで、自身や上司、同僚の作業を理解し、衛生的な作業だけでなく、技術の向上にも役立ったとの感想があった。来年度も今回撮影したものとの比較や他の作業、視点を変えて撮影し、衛生意識向上のためフィードバックしていきたい。

きれいな生体の搬入についての生産者等あての通知は近年出されていなかったが、と畜場へHACCPによる衛生管理が導入されたこともあり、時宜を得ていたと思われた。今後も状況を見ながら検討していきたい。

HACCPチームを中心に作業等の改善に積極的に取り組んでおり、当所では「打てば響く」ということわざで当該施設を称賛したことで、さらなる衛生対策に励んでいる。

当該施設ではHACCPチーム、作業員に「食肉、すなわち食品」を生産している意識が芽生え、育まれてきたと感じられた。

当該施設は老朽化もあり、施設設備の改修箇所も多々あるが、食肉衛生検査所として施設の実態や作業方法を理解し、当所と畜検査員間での情報共有を行い、今後ともコミュニケーションをとりながら安全・安心な食肉生産に向けて支援していきたい。

## と畜場内の落下細菌測定結果について

長野食肉衛生検査所 ○本島 直子、竹谷 祐彰、宮川 幸二、佐々木 強

### 1 目的

(株)北信食肉センターでは牛、豚のと畜を同時進行で行っている。今までの拭き取り法での検査結果を見ると牛より豚の方が、成績が悪い傾向にある。同じ場内だと畜しているにも関わらず、差が出てしまうのには同じ場内でも場所によって環境に差があるのではないかと考え、場内の環境調査の一環として落下細菌の測定を実施した。

### 2 実施方法

#### (1) 測定時期

夏季 令和3年9月21日

冬季 令和3年12月14日、令和4年2月15日

#### (2) 測定場所・測定のタイミング

場所：場内の牛レーン、豚レーンの各汚染作業区域（放血）、中間区域（内臓摘出）、清潔作業区域（枝肉洗浄）、冷蔵室内

タイミング：作業前、作業中、作業後及び夏季の全作業終了後の高圧洗浄中と冬季の高圧洗浄後

#### (3) 測定時のとさつ・解体作業状況

牛

夏季作業前	冬季作業前
3連休後、場内の床はおおむね乾いていたが、冷蔵室内の床は濡れていた。冷蔵庫の電源は入っておらず、外気温と同じくらいだった。牛の内臓処理室の窓のみ空いていた。	場内の床は乾燥していなかった。冷蔵庫内の床は濡れていた。冷蔵庫の電源は入っておらず、外気温と同じくらいだった。牛の係留所の入り口のみ開放されていて、そばで牛の洗浄を行っていた。
夏季作業中	冬季作業中
牛搬入口、外皮搬出用シャッター等すべて空いていた。夏季なので扇風機を使用していた。冷蔵庫の電源は入っていて、床は乾燥し始めていた。	牛搬入口、外皮搬出用シャッター、内臓処理室の窓等すべて閉まっていた。必要な時だけ、開閉していた。作業前と作業中の冷蔵室内の環境が同じだったため、作業中の冷蔵庫内の測定を実施しなかった。
夏季作業後	冬季作業後
枝肉が冷蔵庫に収納されたのを確認後測定開始。扇風機すべて停止。窓、ドアは開放。	牛のと畜終了し、枝肉洗浄中から、計測開始。窓、ドアはすべて閉まっていて、一番蒸気が濃くなっていた。

豚

夏季作業前	冬季作業前
場内の床はおおむね乾いていたが、冷蔵室は冷えていなかった。豚の頭数が多いため、と室（場内）に豚が数頭入っていた。	場内、冷蔵室の床は乾いていなかった。と室（場内）に豚の搬入なし。気温が低く、場内が閉め切られた状態だったので蒸気が立ち込めていた。
夏季作業中	冬季作業中
前半と畜終了後、20分程の休憩をはさんで、後半と畜開始。後半のと畜作業中に測定開始。場内の扇風機を使用中。	前半のと畜中に測定を開始。一番、場内に蒸気がこもっていた。
夏季作業後	冬季作業後
牛・豚すべてのと畜終了後、計測開始。清潔作業区域付近で測定開始約3分経過後、汚染作業区域付近での高圧洗浄が開始された。	前半のと畜終了後、中間作業区域から枝肉が送り出されてから、計測開始。牛はまだと畜中。

夏季の作業終了後の高圧洗浄中

清潔作業区域の高圧洗浄終了後に、清潔作業区域の測定開始。清潔作業区域の測定中、中間作業区域付近で高圧洗浄中を実施していた。中間作業区域で3～4人で高圧洗浄実施中に中間作業区域で測定開始。

(4) 細菌検査方法

標準培地2枚を使用して、同時に5分間空気中に暴露し、37℃、48時間培養後、1培地当たりのコロニーの数を数えた。

3 測定結果

牛

	夏季			冬季		
	作業前	作業中	作業後	作業前	作業中	作業後
汚染作業区域	308.5	65	6.5	TNTC	86	35
中間作業区域	205.5	143.5	33	TNTC	61.5	97
清潔作業区域	142.5	17.5	7	10	10.5	6
冷蔵室内	121.5	1	2.5	0.5	未実施	5

豚

	夏季			冬季		
	作業前	作業中	作業後	作業前	作業中	作業後

汚染作業区域	44	120	TNTC	22	167	72.5
中間作業区域	27.5	91	185	14	109.5	51
清潔作業区域	57.5	172.5	363	7	115.5	4
冷蔵室内	46	6.5	13.5	0.5	1.5	4

高圧洗浄中の豚の中間作業区域、清潔作業区域で測定したいずれも TNTC（測定不能多数）だった。

#### 4 考察

##### (1) 夏季

牛ラインでは作業前の一番落下細菌数が多く、豚ラインでの落下細菌数の多さが作業前<作業中<作業後という反対の結果がでた。この差を生じた原因として考えられるのは、北信食肉センターの構造だ。北信食肉センターの場内の窓及び出入口が牛ライン側に集中しており、牛ライン側の換気が良好だったのではないかと推測できる。3連休で場内が閉め切られていたことと、9月でまだ気温が高いことを考えると、場内の水たまりなどで増殖した細菌が空気中を漂っていたが、窓、扉を解放したことによって、場外に抜けていったのではないかと思う。冷蔵室内でも、菌が増殖して空気中を漂っていたが、冷蔵されることにより、空気中の水分量が減り、落下細菌の低減につながったと思われる。

豚ラインの気になる点は、作業中での計測結果でカビの発生が多かったことである。今回使用した培地は真菌培養用の物ではないが、梅雨～秋雨の間はカビの発生が多い時期なので、天井の清掃を定期的に行った方が良い。自動背割り機や枝肉洗浄等、水を使うものが多い場所である清潔作業区域の落下細菌数が多かったことが問題点である。背割り機待ち、枝肉洗浄待ちで枝肉が場内でとどまらないようにし、素早く落下細菌の少ない冷蔵室内に収納した方が良いと思われる。高圧洗浄中の場内は非常に落下細菌が多いことが分かった。高圧洗浄中は枝肉の移動を控えた方が良いと思われる。作業終了後の汚染作業区域付近で測定不能多数となってしまったが、この日はオスの大貫があり、はく皮を汚染作業区域内で行っていた。と畜が終わった後、はく皮台を洗浄していた。この影響で測定不能多数となったと思われる。落下細菌の低減のためには、汚染しているものを洗い流すときには弱い水流であったとしても、水の使用については慎重になった方が良いと思われる。洗い流すのはと畜終了後のみとし、トンボを使って静かにどけた方が好ましいのではないか。

##### (2) 冬季

牛ラインでの作業前の汚染作業区域で、測定不能多数となってしまった。近くのドアを開放した状態で牛の生体の洗浄を行っていたことが原因と推定される。生体洗浄時はドアを閉めて、場内に汚染された空気が入らないようにした方が良いと思われる。場内の気温は冷蔵室と同じくらいだったので、夏のように作業開始前から、清潔作業区域、冷蔵室内の細菌数が高いということはなく、漬物の衛生規範の清潔作業区域の落下細菌数 50 個以下

をクリア出来ており、作業中、作業後も良い状態を維持できていた。中間作業区域での検査結果を見ると、作業中よりも作業後の方が、菌数が悪くなっている。換気できていないことが原因だと考えられる。

豚ラインでの落下細菌数が作業前<作業後<作業中という順になった。外気温が低かったため、巻き上げられた落下細菌が落ち着くのが早かったのではないと思う。作業前の菌数も、夏季に比較すると少なく、場内の雑菌そのものが低減しているのではないと思う。気温が低くても、作業中の清潔作業区域付近の細菌数は50個を軽く超えているので、剥皮後の枝肉を素早く冷蔵室内に収納した方が良いと思われる。

### (3) 夏季と冬季の比較

外気温が低いため、場内での雑菌の増殖が抑えられているため、落下細菌は少なくなっている。しかし、寒いため、解放されているドアや窓がないため、換気が悪く、巻き上げられた落下細菌は抜けていきにくくなっているようだ。巻き上げられた細菌が落ち着くのは夏季より冬季の方が早いのではないか。夏季は作業中(扇風機使用中)にカビが認められた。カビは20~30°C、湿度60%以上で発生するといわれており、梅雨、秋の長雨の時期に発生が多いといわれている。梅雨入り前に天井の清掃を行った方が良いと思われる。

#### 5 落下細菌を減少するための対策について

汚染しているものを場内で洗浄してはいけない。場外であってもドアは閉めるべき

場内の落下細菌を素早く減らすために、換気は有効だと思われる

気温が低い→落下細菌数が低いと考えてよいと思う。水を使用していて巻き上げている最中は別

夏季の冷蔵室の落下細菌を抑えるために、電源が入っていないときは開放状態にして、換気を行い、床の清掃、床の水切りをする。もしくは早めに冷蔵庫の電源を入れた方が良い

# 第6章 参考資料

## I と畜検査頭数の推移

単位：頭

年次	総数	牛		とく	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
明治								
35	7,232	1,878			4,934	419	1	
39	9,153	1,503			7,428	220	2	
42	7,948	1,452			5,323	1,171	2	
大正								
1	10,528	2,718		11	6,703	1,096		
5	12,067	2,519		45	7,966	1,537		
6	13,973	2,117		20	10,087	1,747	2	
7	14,358	1,820		13	9,854	2,670	1	
8	13,344	1,758		13	7,098	4,474	1	
9	14,855	1,888		29	6,014	6,917	7	
10	16,870	2,092		70	6,665	8,040	3	
11	15,490	2,317		57	7,462	5,654		
12	16,300	2,240		70	8,276	5,702	12	
13	19,494	2,176		41	8,323	8,952	2	
14	23,370	2,109		61	8,950	12,249	1	
昭和								
1	20,189	2,424		112	8,681	8,968	4	
2	17,227	2,230		149	7,661	7,185	2	
3	20,053	2,112		156	8,136	9,646	3	
4	22,317	1,890		110	8,080	12,232	5	
5	17,738	1,586		124	6,778	9,248	2	
6	16,848	1,423		104	6,953	8,364	4	
7	18,860	1,309		82	6,020	11,448	1	
8	19,045	1,337		68	7,282	10,356	2	
9	17,252	1,181		43	6,831	9,192	5	
10	18,593	1,101		44	7,505	9,932	2	9
11	20,937	1,185		62	7,611	12,074	1	4
12	19,665	1,704		106	6,095	11,708	11	41
13	18,469	2,016		107	3,426	12,838	11	71
14	22,471	2,016		121	4,375	15,906	14	39
15	27,788	2,475		140	5,723	19,276	12	162
16	16,907	3,970		130	2,591	9,830	39	347
17	11,153	2,711		125	1,449	6,227	143	498
18	10,603	3,276		372	3,546	2,866	65	478
19	8,481	2,165		368	4,637	942	32	337
20	4,853	1,454		258	2,337	594	5	205
21	7,374	4,052		67	2,435	660	2	158
22	8,220	2,697		69	3,149	1,935	11	359
23	11,164	3,108		99	3,641	4,078	33	205
24	16,504	2,312		249	3,507	10,298	32	106
25	22,916	4,005		380	5,062	13,406	17	46
26	28,349	3,278		708	5,612	12,545	204	6,002

単位：頭

年次	総数	牛		とく	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
昭和								
27	45,779	2,604		956	6,563	25,963	774	8,919
28	48,104	2,989		227	5,632	31,161	959	7,136
29	45,225	3,445		1,939	6,827	23,531	789	8,694
30	44,606	5,167		3,203	6,206	22,565	1,016	6,449
31	55,966	5,556		3,432	6,945	29,322	2,126	8,585
32	73,295	3,134	1,623	4,282	5,647	38,220	5,684	14,705
33	86,611	2,662	1,940	5,455	4,983	44,349	6,394	20,828
34	104,886	2,720	2,560	5,625	5,449	53,712	10,675	24,145
35	101,891	2,616	3,868	6,115	5,791	43,292	12,205	28,004
36	117,609	2,402	1,584	6,371	5,956	60,937	11,225	29,134
37	155,049	2,300	1,467	7,394	5,886	105,033	5,228	27,741
38	158,756	3,587	2,670	9,198	6,935	106,688	2,971	26,707
39	169,249	3,811	3,277	10,523	7,417	114,605	1,391	28,225
40	211,220	3,447	2,747	8,950	6,108	161,415	1,088	27,465
41	266,292	1,923	1,952	4,496	3,318	225,160	754	28,689
42	290,407	1,248	1,939	3,882	3,219	234,408	542	45,169
43	257,864	1,012	2,353	5,501	4,301	205,818	426	38,453
44	258,491	1,186	2,699	10,146	5,029	201,047	246	38,138
45	291,539	1,606	2,753	8,081	5,020	239,688	295	34,096
46	301,667	1,946	2,434	3,135	4,449	262,924	323	26,456
47	301,420	2,387	2,793	1,059	3,267	267,328	240	24,346
48	318,661	1,450	3,012	585	2,204	292,926	16	18,468
49	345,251	1,460	4,574	4,179	2,186	322,512	25	10,315
50	326,796	1,955	3,911	1,536	2,544	310,529	22	6,299
51	317,215	1,986	3,503	882	3,012	306,406	48	1,378
52	368,879	2,218	4,646	1,267	2,818	356,883	36	1,011
53	390,668	2,559	5,722	832	1,795	378,724	70	966
54	414,201	2,416	6,819	669	1,234	402,478	140	445
55	422,207	1,946	9,077	689	986	409,145	174	190
56	402,629	1,799	11,413	660	820	387,576	199	162
57	418,851	1,973	12,200	618	809	402,783	341	127
58	416,181	1,953	12,540	532	847	399,750	458	101
59	404,931	1,924	13,431	534	844	387,485	598	115
60	430,319	2,488	14,094	377	823	411,645	791	101
61	411,823	2,895	13,451	325	745	393,416	932	59
62	387,212	2,941	15,518	223	494	366,779	1,074	183
63	355,812	2,989	15,193	169	383	336,031	1,018	29
平成								
元	337,350	3,428	13,324	144	330	318,948	1,157	19
2	329,066	4,023	12,540	140	300	310,771	1,260	32
3	312,596	4,894	11,937	113	294	294,144	1,194	20
4	292,816	5,708	11,405	116	318	274,461	795	13
5	281,828	6,129	11,977	101	464	262,417	714	26



単位：頭

年次	総数	牛		とく	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
平成								
6	259,206	7,893	10,003	65	607	240,016	610	12
7	233,500	7,977	10,223	57	682	214,044	505	12
8	213,456	7,563	9,950	56	491	194,998	387	11
9	214,754	8,227	8,943	44	498	196,657	376	9
10	213,007	9,313	8,112	57	576	194,576	361	12
11	202,189	9,536	6,947	36	818	184,550	284	18
12	199,927	9,909	5,952	17	786	182,971	270	22
13	183,146	8,787	3,335	12	371	170,332	282	27
14	180,074	9,880	2,616	6	473	166,804	245	50
15	194,929	8,705	4,650	15	304	180,973	233	49
16	199,967	8,570	4,874	26	236	185,868	336	57
17	192,236	8,681	4,918	16	146	178,152	286	37
18	189,971	8,659	4,696	7	126	176,210	234	39
19	189,903	8,703	4,375	8	359	176,135	250	73
20	184,055	8,365	3,849	10	546	170,967	233	85
21	184,466	8,034	3,218	7	632	172,223	247	105
22	181,296	7,746	2,949	10	655	169,587	271	78
23	173,302	7,440	2,924	9	512	162,091	277	49
24	166,758	7,241	2,291	23	165	156,717	261	60
25	163,415	7,102	2,080	11	48	153,871	263	40
26	149,736	7,175	2,059	10	34	140,142	265	51
27	152,902	6,635	2,182	15	43	143,724	256	47
28	151,615	6,443	2,231	9	43	142,557	275	57
29	150,382	6,453	2,115	12	46	141,443	246	67
30	149,806	6,469	1,946	9	48	141,017	244	73
令和								
元	129,437	6,083	1,818	10	39	121,144	274	69
2	140,697	5,958	1,662	10	47	132,712	267	41
3	56,307	1,527	140	1	15	54,563	61	0

平成13年以降は年度

II 廃棄処分頭数（全部・一部）の推移

単位：頭

年次	総数		牛		とく		馬		豚		めん羊		山羊	
	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
昭和														
46	73	129,915	32	1,743	4	189	1	690	32	126,657		20	4	616
47	91	144,368	21	2,036	1	114	1	588	68	141,230		5		395
48	97	149,926	26	1,988	3	148		317	68	147,073		5		395
49	100	172,302	20	2,383	4	218		377	75	169,072		2	1	250
50	94	168,758	31	2,045	6	151		459	56	165,836		1	1	266
51	95	171,372	23	1,953	3	163		419	69	168,689		9		139
52	190	200,350	24	2,475	8	167	2	220	156	197,402				86
53	153	215,202	45	2,676	7	249		78	101	212,178				21
54	201	241,067	37	2,665	14	231	1	35	148	238,114			1	22
55	265	290,395	53	3,140	11	263		63	201	286,904		2		23
56	227	289,231	83	4,997	8	265		78	136	283,872		2		17
57	228	291,714	59	5,758	12	266		84	156	285,582	1	14		10
58	273	310,323	87	6,261	10	320		145	173	303,532		43	3	22
59	348	308,063	138	6,486	15	304	1	101	192	301,085	2	63		24
60	447	330,312	143	8,230	11	251	1	150	289	321,483	3	151		47
61	522	337,991	152	10,403	7	258		166	356	326,953	4	191	3	20
62	530	333,253	150	12,780	12	193		174	364	319,814	4	256		36
63	706	312,426	189	15,274	12	152		155	501	296,585	4	250		10
平成														
元	525	277,473	155	14,154	9	123	1	166	356	262,744	4	271		15
2	566	282,687	222	15,006	5	127		135	338	267,066	1	337		16
3	673	266,362	312	14,678	9	93		137	351	251,151	1	291		12
4	691	253,508	275	15,612	5	102	1	189	405	237,399	5	200		6
5	576	240,392	226	16,216	7	72		324	341	223,483	1	284	1	13
6	643	226,049	238	15,876	3	52	2	424	399	209,453	1	239		5
7	560	201,837	205	16,268	3	45	1	422	348	184,957	2	142	1	3
8	625	183,464	238	15,351	6	40		311	380	167,642	1	116		4
9	467	182,886	186	15,501	3	24	3	321	275	166,922		118		
10	510	174,636	233	15,826	1	42	3	462	272	158,215	1	84		7
11	459	166,370	242	15,491	1	22	4	769	211	150,001		83	1	4
12	455	174,844	199	15,130		14	2	756	254	158,846		87		11
13	358	160,381	103	11,718	1	10	1	340	253	148,249		57		7
14	213	153,503	50	11,927		5		406	163	141,102		49		14
15	486	154,281	230	12,288		14		238	256	141,666		60		15
16	368	160,238	159	12,439	2	19	2	170	205	147,524		75		11
17	360	153,486	134	12,685		15		72	225	140,681	1	31		2
18	324	156,129	99	12,259		6		73	225	143,742		45		4
19	298	156,912	100	12,139		8		246	197	144,462	1	55		2
20	256	152,108	77	11,412		9	1	437	178	140,201		38		11
21	390	168,545	66	10,740	1	5	1	522	321	157,203	1	48		27
22	426	157,089	103	10,085		9	1	538	320	146,391	2	46		20
23	406	146,533	109	9,786	1	6	1	413	295	136,279		39		10
24	220	141,077	78	9,097	2	16	3	141	137	131,772		34		17
25	252	138,829	80	8,684		10	1	41	171	130,038		50		6

単位：頭

年次	総数		牛		とく		馬		豚		めん羊		山羊	
	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
平成														
26	256	126,863	70	8,709		7		32	186	118,056		49		10
27	254	128,633	64	8,449		13		36	190	120,082		44		9
28	275	118,760	76	8,357	1	7		36	197	110,281	1	67		12
29	269	116,803	50	8,271		11	1	39	217	108,405	1	51		26
30	191	119,062	62	8,138		8		42	129	110,800		55		19
令和														
元	186	105,014	46	7,698	1	8		33	138	97,191	1	59		25
2	222	115,050	82	7,346	1	7		35	137	107,591	2	64		7
3	46	46,598	8	1,597		1		14	38	44,975		11		

平成13年以降は年度

### Ⅲ 長野県のと畜場統廃合整備のあゆみ

- ・・・一般と畜場
- ×・・・廃止施設
- ( ) 内は廃止年を示す。

